

公益社団法人日本地理学会百周年記念ロゴマークの使用に関する規程

2023年12月

(趣旨)

第1条 本規程は、公益社団法人日本地理学会（以下、本学会という）が定める「日本地理学会百周年記念ロゴマーク（以下、百周年ロゴという）の使用に関し、使用者が遵守すべきルールその他必要な事項を定めるものである。

(百周年ロゴの位置づけ)

第2条 百周年ロゴは、使用者がこれを表示することにより、本学会のアイデンティティを本学会の会員等が共有し、社会に広く伝えていくために使用するものとする。

2. その他、「公益社団法人日本地理学会ロゴマークの使用に関する規程」（以下、ロゴマーク規程という）第2条に定めるロゴマーク（以下、学会ロゴという）の使用に関する位置づけと同様の取扱いとする。

(権利)

第3条 百周年ロゴに関する一切の権利は、本学会に帰属する。

(使用範囲等)

第4条 百周年ロゴの使用範囲、使用申請、使用者の責務等については、ロゴマーク規程において規定される学会ロゴの使用と同様の取扱いとする。

(使用期間)

第5条 百周年ロゴの使用期間は2025年度末までとする。

(事務)

第6条 百周年ロゴに関する事務は、本学会事務局において処理する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、本学会の理事会が行う。

(補則)

第8条 本規程に定めるもののほか、百周年ロゴの取扱いについて必要な事項は、本学会の理事会において別に定めることができる。

附則

この規則は、2023年12月9日から施行する。

別紙1

公益社団法人日本地理学会 百周年記念ロゴマーク使用申請書

年 月 日

公益社団法人日本地理学会 理事長 宛

申請者所属 _____
申請者氏名 _____
申請者連絡先 _____
TEL: _____ - _____ - _____
E-mail: _____@_____

ロゴマーク使用申請について

公益社団法人日本地理学会百周年ロゴマークの使用に関する規程に基づき、ロゴマークの使用を申請します。なお、使用においては、規程を遵守することを約束いたします。ロゴマークはカラーまたは黒で表現することとし、カラー（茶色）の場合の色情報（カラーコード）は、CMYK では C40 M80 Y100 K0, RGB では R168 G79 B37 とします。

1. 使用者氏名または名称

2. 使用者住所または所在地

3. 使用対象活動

4. 使用方法

5. 使用期間

_____年_____月_____日 ~ _____年_____月_____日

6. 使用者連絡先

担当者: _____
TEL: _____ - _____ - _____
FAX: _____ - _____ - _____
E-mail: _____@_____